2020年度京都ボランティアバンク補助金募集要項

スタートアップ支援補助金（ほっぷ）

**（１）目的**

　　　この補助事業は、京都ボランティアバンク補助事業の一環として行われ、京都府内各地でボランティア活動を新たに始めたグループのスタートアップを応援するために、活動に必要な資金を援助するものです。

**（２）対象となる団体**

　　　補助金の交付を受けることができる団体は、京都府内で活動するボランティアグループで、**下記のいずれかに該当するものとします。**

　　　①市町村社会福祉協議会に設置されているボランティアバンク（センター）に登録しているボランティアグループでグループ設立から5年以下（2015年4月以降に設立されたグループ）であること。

②本会会員で府内一円を対象として活動する社会福祉団体との協力関係にあるボランティアグループで、グループ設立から5年以下（2015年4月以降に設立されたグループ）であること。

　　　③2016年度までに京都ボランティアバンク補助事業の「ボランティアグループ活動補助金（一般補助）」を受けたグループで、初めて補助を受けてから5年が経過していないグループ。

**※2020年4月1日以降に設立されたグループは対象となりません。2021年度の申請において、設立１年目として申請可能となります。**

**※京都ボランティアバンク補助金の他プログラムを重複して申請することは出来ません。**

**（３）対象となる活動**

**下記の要件を全て満たすものとします。**

　　　（ア）ボランティアグループの自主的な取り組みであること。

（イ）他制度等の援助の望めない活動であること。2020年度に他の助成を受けたグループについては、補助対象外とします。

　※ただし、市町村社会福祉協議会や広域福祉団体が主体となり登録グループに行っている補助・助成を受けているグループは補助対象とします。

※現在、他の助成を申請中のグループについては、「他の助成を受けられなかった場合に助成対象とする」という条件を付して審査します。採択を受けた他の助成等を辞退し、本補助を受けることは出来ません。

**（４）補助額**

　　　京都ボランティアバンク基金の予算額ならびに申請内容を検討し決定します。

**◆（２）－①②に該当するグループ**

　　　団体を設立してから最大5年に限り、継続して補助を行います。グループの設立年数の数え方と補助額の考え方は下記のとおりです。

・設立1年（グループ設立：2019年4月～2020年3月）・・・上限40,000円

・設立2年（グループ設立：2018年4月～2019年3月）・・・上限32,000円

・設立3年（グループ設立：2017年4月～2018年3月）・・・上限24,000円

・設立4年（グループ設立：2016年4月～2017年3月）・・・上限20,000円

・設立5年（グループ設立：2015年4月～2016年3月）・・・上限12,000円

【グループの年数の数え方と補助額】

（例えば…）Ａボランティアグループ（2017年9月に設立した団体）の場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 2020年  （設立3年） | 2021年  （設立4年） | 2022年  （設立5年） | 2023年 | 備考 |
| 例1 | ★  \24000 | ★  \20000 | ★  \12000 | × | 今年から補助を受けた場合、設立して5年となる2022年度までが補助対象となります。 |
| 例2 | ★  \24000 | － | ★  \12000 | × | 合間で補助を受けない年があった場合でも、補助対象となるのはグループの設立5年までです。 |

**◆（２）－③に該当するグループ**

京都ボランティアバンクから初めて補助を受けてから5年に限り、継続して補助を行います。

　 　補助額は、はじめて助成を受けた年度により下記のとおりとします。

・2016年度の場合・・・上限12,000円

※初めて助成を受けた年度が2015年度以前の場合は対象となりませんのでご注意ください。

**（５）対象となる経費**

ボランティアグループの活動を運営していくにあたって必要となる経費。

※パソコンの購入価格については、1台あたり10万円（税込）を上限とし、申請上限額は（4）の各補助上限の通りです。詳細は、別紙「ボランティアバンク補助金におけるパソコン購入の考え方について」をご参照ください。

※ボランティアグループのユニフォーム（Ｔシャツ、エプロン、ジャンパー等）を購入する場合は1人分の補助上限額は2千円とします。不足分は自主財源よりご捻出ください。

≪対象とならない経費≫

・人件費　・グループメンバーの飲食費　・その他ボランティア活動とは直接関係の無い経費

**（６）物品購入の注意点**

・物品の管理は団体で行ってください。物品の私的利用はできません。

・物品の購入先について、個人売買（主に中古品を購入する際）は対象となりません。

**（７）提出書類**

　補助金の申請にあたっては、所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、市町村社会福祉協議会・ボランティアバンク（センター）の登録ボランティアグループについては市町村社会福祉協議会を通じて、また、社会福祉団体と協力関係にあるボランティアグループについては当該社会福祉団体を通じてお申込みください。

**（８）申込み締切**　　　**２０２０年６月１５日（月）≪必着≫**

**（９）審議**申請のあった活動について、京都ボランティアバンク運営委員の審議を経ます。

**（１０）補助対象期間　　２０２０年４月１日～２０２１年３月３１日**

**（１１）補助金交付時期**　審議の結果、適当と認められた事業・活動に対する補助金を

**２０２０年８月末ごろ（予定）**に交付します。

**（１２）事業報告**

　補助金を受けたグループは、年度終了後2週間以内に、定められた様式により、活動および精算報告書を提出いただきます。